

## 健康診断（法定健診、雇入時の健診）のお願い

株式会社 障害社  
管理本部 総務部  
Tel 042-850-9141

### 入社時の健診（雇入時の健診）

勤務が決まった方は入社前に受診していなければ3カ月以内に法定健診を受診してください。

### 毎年の健康診断（法定健診）について

毎年9月1日(年度初め)～翌年の7月末までの間に1年ごとに1回受診してください。

毎年度、できるだけお早めにお願いたします。年に2回受診が必要な方は個別にご連絡いたします。

### 費用

法定健診に係る会社負担上限額15,000円／年度

### 受診場所

当社提携医 原町田診療所 電話 042-722-6665 住所 〒194-0013 東京都町田市原町田4-17-11

診療時間や休診日などは「原町田診療所」で検索してホームページをご覧ください。

町田事業所より徒歩で約2分です。社名も伝え電話予約してください。

社員証を携帯して下さい。自己負担額なしで受診できます。

新人の方は「新入社員のためまだ社員証がありません」と窓口でお伝え下さい。

健康診断には法定健診と省略健診の2種類があります。省略健診は夜勤をしている社保加入者のみ下半期に受診します。自分が今回どちらを受けるのか不明な方はサ責にご確認ください。

原町田診療所で受診すると診断結果は当社に届きますので当社から皆様にお渡しします。

### 提携医以外の健康診断書類提出について

- ・かかりつけ医がいる病院や自宅に近い病院での健康診断を希望する方
- ・学生で学校の健康診断を受けている方
- ・パートナーの会社の健康診断を受けている方
- ・他の会社でも勤務していて、そちらで健康診断を受けている方

上記に該当する方はその健康診断書類のコピーを提出してください。

健診費用が発生しない場合、領収書は必要ありません。

※健診予約時に下記の通り病院へお伝えください。

労働安全衛生法第66条の1に定める一般健康診断(法定健診)の項目の診断をお願いします。また労働安全衛生法第66条の4に基づき、異常の所見がある場合は就労の可否の記載をお願いします。就労の可否は診断書の右下などに「就労に問題なし」と記載して頂くことが一般的です。

(原町田診療所で受診した場合は就労の可否についての記載は事業所で対応します)

### 要再検査、要精密検査の結果について

要再検査等の結果が出た方には再検査をお勧めします。自己負担ですが健康保険を利用できます。保険証をご用意ください。ご不明な点は総務部(042-850-9141)またはサービス提供責任者に問い合わせ下さい。

宜しくお願申し上げます。